

帰宅勧告ガイドライン

保護者の皆様へ

日本語学校では園児・児童・生徒の健康管理と他生徒への感染防止の観点から、「帰宅勧告ガイドライン」を運用しております。保護者の皆様には下記ガイドラインをご理解いただきご協力をお願い致します。

なお、本ガイドラインは基本的にMA州内現地校のガイドライン*に則って作成しております。

帰宅勧告ガイドライン

下記に該当する症状が確認される場合には、本人の健康および他生徒への感染防止の観点から帰宅を勧告致します。

1. **発熱**：華氏100.5度（摂氏約38.0度）以上の熱がある場合
2. **嘔吐**：構内にて嘔吐した場合
（ただし、車中または駐車場で嘔吐し、その後気分が回復して他の症状が見られず明らかに単純な車酔いと判定できる場合を除く）
3. **下痢**：持続性の強い下痢または発熱（微熱を含む）などの症状を伴う下痢の場合
（ただし、1-2回の下痢で発熱など他の症状が見られない場合を除く）
4. **発疹**：広範囲な発疹、水ぶくれのある発疹、とびひが見られる場合
（ただし、既往歴で単純なアレルギー反応であると明確な場合や やけど などの場合を除く。とびひは治療開始後24時間経っているかすべての発疹がかさぶたでおおわれている場合を除く）
5. **結膜炎**：目が充血し、瞼も腫れ、膿性の浸出液が見られる場合
（ただし、既往歴で単純なアレルギー反応であると明確な場合を除く）
6. **感染症**：上記5項目以外でも症状から感染症の疑いがある場合
例：頭じらみ(Head Lice)－継続的な頭の痒み
連鎖球菌性咽頭炎(Strep Throat)－継続的な強い咳き込み。治療後24時間以上経って、解熱している場合を除く
口内炎：医師によって感染性がないと判断された場合を除く

万一、上記に沿ったファーストエイド室の説明に本人・保護者が納得しない場合には、校長または教頭が直接説明し納得してもらうこととする。

特に感染症が発生した場合には、感染拡大防止のため以下の対応をいたします。

1. 情報提供のお願い

万一、お子様が感染症の疑いや診断を受け現地校を休んだ場合には、出来る限り日本語学校事務所にその旨を通知して下さい。また、現地校同様に医者への許可が出るまで日本語学校への登校は差し控えてください。

2. 感染症情報の共有

感染症発症の連絡を受けた場合、学校側は必要に応じてその情報を該当する学年・クラスの教員およびファーストエイド室に通知致します。ただし、個人名など患者を特定する情報は一切公表致しません。

* 参考資料：The State of Massachusetts, Department of Early Education and Care
[A Guide to Developing Sample Health Care Policies v.20040318]